

No.	よくある質問	回答
事業申請について		
1	ワクチンの配分が受けられる医療機関（サテライト型施設等）には、どのようにしたらなるのか？	ワクチン配分を受ける医療機関になるには、実施主体である各市町村との間で、契約を締結する必要があります。医療機関は、それぞれが所属する医師会等の取りまとめ団体に契約の委託を行います。取りまとめ団体のいずれにも所属しない医療機関は、区市町村に委託を行います。詳細は、所属する医師会等又は区市町村におたずねください。
2	厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の追加支援策と、この「東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業」の両方に対し、協力金の請求が可能か？	「東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業」は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による追加支援を取り込んで実施するものです。したがって、都の本事業を通じて、厚生労働省の追加支援を申請して頂きます。
3	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院で申請可能なのか？	法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。
4	第六期、第七期ともに、申請書（様式1）及び接種計画書（様式2）の提出が必要か？	申請書（様式1）は、第一期～第五期で申請書を提出済みであっても提出をしてください。接種計画書（様式2）については、協力金の交付請求を行う第六期・第七期、それぞれの期間の接種計画書の提出をお願いします。
5	申請時に提出する接種計画書（様式2）には、請求対象とならない回数（例えば、1日6～12回等）も記載すべきか？	接種計画書には、予定する全ての接種回数をご記載ください。
6	登録申請時の接種計画書（様式2）について、どこまで正確に記載する必要があるのか？	接種計画書は、医療機関から区市町村等に定期的に連絡しているワクチンの納入希望量等を基に、可能な範囲で構いませんので、作成のほどお願いします。接種計画書が、交付請求時の実績報告と異なっても差し支えありません。
接種実績について		
7	週150回を4週、さらにその翌週から週100回を4週行った場合には、それぞれの週に対し、協力金が支払われるのか？	お見込みのとおり、お問合せのケースはいずれの週も要件を満たします。
8	週100回以上又は150回以上を4週以上というのは、連続した4週間ということか？	4週間は、連続している必要はありません。ただし、週100回又は150回を下回る週は、当該の協力金は支給されません。

No.	よくある質問	回 答
9	事業説明リーフレットの<協力金単価>に”各対象期間において4週間以上実施”とあるが、令和3年12月から令和4年3月にかけて、週100回又は150回以上の接種を4週間実施しても、協力金は支払われないのか？	第四期（令和3年12月5日から令和4年2月5日まで）及び第五期（令和4年2月6日から同年3月31日まで）の期間内に、週100回又は150回以上の接種を4週間以上実施することが交付要件となります。第四期に4週間に満たしたものの、第五期は4週間に満たない場合は、第四期は協力金の交付対象となりますが、第五期は交付対象となりません。
10	予診のみで接種できなかった場合においても、接種回数に含めてよいか？	予診のみの場合は、接種実績に含めることはできません。
11	予約を受付していたにもかかわらず、キャンセルが発生して接種ができなかった場合においても、接種実績に加算してよいか？	接種した回数のみ接種実績として計上してください。 なお、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」に示されているとおり、ワクチンの有効活用の観点から、キャンセル発生時には別の方への接種をお願いします。
12	巡回接種による接種回数も接種実績に含めてよいか？	個別接種であれば巡回接種も対象となります。
13	「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか？	通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。（例えば、通常〇人体制に対し、●名を接種専門の人員として従事させた場合や、●名を接種専門として雇用した場合。）ただし、加算されるのはあくまで50回以上を接種した日に限ります。
14	「病院において特別な接種体制を確保した場合」における、「看護師等」について、どこまで含まれるのか？	厚生労働省の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と異なり、接種業務に従事する方であれば、看護師、薬剤師の他に、事務職員も含まれます。

No.	よくある質問	回 答
15	職域接種は「東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業」の交付対象となるか？	<p>以下の要件を満たす場合は、交付対象となります。</p> <p>【診療所・大学附属病院以外の病院の場合】</p> <p>以下①又は②の職域接種において、社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った場合</p> <p>①中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種</p> <p>②文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種</p> <p>【大学附属病院の場合】</p> <p>上記【診療所・大学附属病院以外の病院の場合】の要件を満たす場合又は②の職域接種において附属の大学内で接種を行った場合</p>
16	職域接種で「東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業」の交付対象とならないのは、どのような場合か？	<p>中小企業や大学等が指定する接種会場に医療機関が出張して実施した職域接種、大企業又は大企業を含む事務局が実施した職域接種、企業内診療所が実施した職域接種、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設が入所者・通所者に実施した接種等は、交付対象とはなりません。</p>
協力金について		
17	厚生労働省の「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730円、休日+2,130円）は、この協力金に重複して交付請求することができるか？	<p>「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算は、区市町村への請求になりますので、本事業に請求されてもお支払いできません。請求方法については、所在の区市町村にお問い合わせください。</p>
18	協力金の額は、消費税を含む金額でしょうか？	<p>接種費用ではありませんので、消費税の対象とはなりません。</p>
請求について		
19	「事業説明リーフレット(診療所の皆様へ)」における協力金交付要件①と②と③は、すべて請求できるのか？いずれかしか請求できないのか？	<p>「事業説明リーフレット」に記載のとおり、同一日に①、②、③を重複して接種回数をカウントすることはできません。同一日に①、②、③を重複してカウントしなければ、①、②、③のすべてを請求頂くことは可能です。</p>
20	「事業説明リーフレット」の1ページ目下段の、「★交付要件」の<接種体制>における「区市町村の決定した方法に従い、～」とはどういう意味か？	<p>区市町村により、ワクチンの配送や予約の受付、VRSへの登録方法が異なります。区市町村の決定した方法に従い、これらの業務を行ってください。</p>